

あがの民商ニュース

税務署から申告について呼び出し

5月中旬から下旬にかけて新発田税務署から申告書について修正申告・譲渡所得についての通知が届いたと民商に相談がありました。

● 修正申告の呼び出しでは、専従者控除を差し引かないで事業所得を記入した為、所得税が違っていたことが判明し後日税務署へ説明をしにいき無事解決。(自主計算ノートを持参)



● 譲渡所得については、昨年親族が病気のため代わりに貴金属類を売却したことにより、売却した本人へ税務署から呼び出しがありました。親族の病気の診断書、売却した金額を親族の通帳へ移した通帳、ありとあらゆる資料をもって税務署の担当者と相談。(10分程度で連絡がきました)「無事おわかりました」と連絡がありました。自主申告をしているから間違え等を自分で税務署へ主張できます。



瓢湖あやめまつり

森ゆうこさんとのおはなし交流会

とき 7月17日(月・祝) 午前10時30分~
 ところ 白玉の湯 泉慶
 参加費 500円(県婦協・民商が9割負担の為)
 上記の参加費は民商婦人部の方のみ
 申込締 7月7日までに民商へ連絡を!
 12時~和会席料理・13時~美人の湯でゆったり
 主催 新商連婦人部協議会

阿賀野民商第54回総会・共済会32回総会

阿賀野民商総会(7月2日)が近づいてきました。昨年同様に、全会員に向けて総会の出欠の案内を送ります。お手数ですが、役員、事務局まで参加連絡をお願いします。(6月23日までに)

労働保険事務組合より

労働保険料確定・概算保険料の口座引落は下記の通りとなります。(現金納付の事業所も下記の通り民商まで納付願います)

記

口座振替・現金納付 6月26日(月)



婦人部小物づくり6月のご案内

日時 6月28日(水) 午後7時~9時
 会場 阿賀野民商会館2階
 会費 1000円(月)

持参するもの 裁縫道具
 (はじめての方、商工新聞読者の方、大歓迎です)

算定基礎届関係書類

日本年金機構から「算定基礎届関係書類」が送られてきました。

算定基礎届には4、5、6月に支払われた賃金の額、平均額等を記入しましょう。

提出日は7月10日まで

市県民税特別徴収納付日

● 事業所は6月の給与から市県民税を従業員から徴収し、翌月の10日までに市町村へ納付となります。(7月10日まで)

源泉所得税及び復興特別所得税の納付

新発田税務署から「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」が届いています。

納付期限 7月10日

64歳以上の雇用保険料について

4月1日現在で被保険者が満64歳以上であれば、その年度の雇用保険料は免除されます。間違って給与から雇用保険料を差し引いた場合は返金して下さい。

法改正で、平成29年1月1日から65歳以上の方も雇用保険の適用対象となりました。

よって、雇用保険料(65歳以上の方)は免除されません。(一定の経過措置後は「平成32年4月1日の予定」雇用保険料は徴収されることとなります)



阿賀野民主商工会
 阿賀野市南安野町一三八
 〇二五〇六二七一五八

NO 1608

商売くらしに役立つ!
 全国
 商工新聞
 月/500円